

## 災害時要援護者台帳への登録を

町では、災害発生時、援護が必要となる方の避難誘導、安否確認および避難所などでの生活支援を迅速・的確に行うため、要援護者台帳を整備しています。要援護者台帳の対象者は、次のとおりです。

### ①65才以上の高齢者

ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯

### ②障がい者手帳をお持ちの方

下肢不自由、聴覚、視覚などの障がい者

ただし、手助けを必要とせず避難できる方、避難誘導などができる方が近くにいる場合は、原則として対象となりません。

台帳に登録希望の方は、問い合わせ先へ

●問い合わせ 福祉課 内線124

## 平成26年度 県立大府高校 定時制課程生徒募集

### ●募集人員

普通科

・前期選抜

募集人員40名の7割程度

・後期選抜

募集人員から前期選抜合格者数を減じた人員

### ●募集期間

・前期選抜 3月3日(月)、4日(火)

・後期選抜 3月20日(木)、24日(月)

### ●入学検査

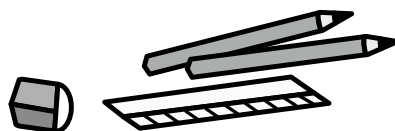
・前期選抜 3月7日(金)

・後期選抜 3月26日(水)

作文、面接(学力試験なし)

### ●問い合わせ

県立大府高等学校 ☎46-5101



## 農業者の皆さんへ 農業者年金に加入しましょう

### ●農業従事者なら誰でも加入可

・60才未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する方

・農地を持たない農業者や家族従事者

### ●保険料を自由に選択

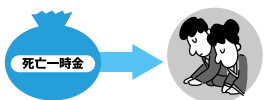
保険料を月額最低2万円から最高6万7千円まで千円単位で加入者自身が選択できます。また、減額・増額は任意です。



### ●80才までの保証が付いた終身年金

・年金は終身受給できます。

・加入者や受給者が80才になる前に亡くなった場合は、80才までに受け取るはずであった金額の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支払われます。



### ●税制面でも大きな優遇措置

保険料は全額社会保険料控除の対象となり、年金給付についても公的年金等控除の対象となります。

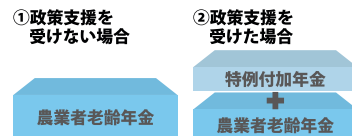
### ●年金の型は2種類

・農業者老齢年金

納めた保険料とその運用益を基礎とし、加入者全員が65才から受給できます(希望により60才からの繰上受給も可)。

・特例付加年金(政策支援部分の年金)

政策支援を受けた方が、農地、採草放牧地および農業用施設の権利移転などを行い、農業経営者でなくなると(経営継承すると)受給できません。



### ●繰上受給

原則65才から受給ですが、それ以前に経営継承し農業者老齢年金とあわせて60才からの繰上受給もできます。また、65才以降でも経営継承をすれば受給できます(年齢制限なし)。

### ●問い合わせ

・県農業会議 農政課

☎052-962-2841

・農業委員会(農業振興課内) 内線342